様式第３号（第５条関係）

三福発第　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

三股町長　　　　　　　　　　　印

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書

　先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 給付番号 | 第　　　　　号 | 給付決定年月日 | 年　　月　　日　　 |
| 対象者氏名 |  | 疾病名 | 　 |
| 給付する用具名(含む型式規模等) | 　 | 納入業者名 | 　 |
| 納入業者の住所 | (電話)　　　　 |
| 価格 | 円 | 本人又は扶養義務者が支払うべき額 | 円 | 公費負担額 | 円 |
| 注意事項 | １　用具は、対象者又はその扶養義務者がその負担能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものであるため、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。２　給付された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。３　２に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。４　この処分について不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に三股町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）５　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に限り、三股町長を被告として提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であれば、提起することができます。（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。） |